

司 法 試 験

重 要 問 題 習 得 講 座

添削オプション問題冊子

商法・民事訴訟法



AGAROOT
ACADEMY

第 9 問

商 法

A株式会社（以下「A社」という。）は、若者向けの衣服を製造・販売している取締役会設置会社である。

A社の創業者であるBは、A社の代表取締役かつ発行済株式総数の100パーセントを有する株主であったが、体調を崩して入院したため、A社の従業員であるC（Bの長男）及びD（Bの次男）に事実上経営を任せていた。なお、現在代表取締役にはFが就任している。

CとDは、A社の経営をめぐって対立することが多く、Dは次第にA社の経営から遠ざけられるようになった。

令和5年12月に入ってBの容態が急変し、ついに同年12月31日に死亡した。Bの相続人は、C及びDのほか、Bの三男であるEがいるが、Bの遺産相続をめぐって対立が生じ、遺産分割の協議が調わなかった。このため、Bが保有していたA社株式の株主名簿上の名義もそのままの状態であった。

ところが、C及びEは、Fに働き掛け、Dに無断で、令和6年1月10日にA社の臨時株主総会（以下「本件株主総会」という。）を開催し、Fの同意を得た上で、C及びEが議決権を行使して、C及びEを取締役に選任する旨の株主総会決議をした（以下「本件株主総会決議」という。）。その後、C及びEが取締役に選任された旨の登記がなされた。

〔設問1〕

Dは、本件株主総会決議取消しの訴えを提起する適格を有するかについて、論じなさい。

〔設問2〕

Dの訴えが適法である場合、Dの訴えは認められるか。

第 27 問

商 法

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、令和5年2月に設立され、代表取締役Aのみが100%の議決権を有する会社である。

Bは、甲社の設立当初から常務取締役として就任していた。定款には特に報酬や退職慰労金に関する規定はなく、株主総会決議もなされなかったものの、月額100万円の報酬を支払う旨、退職時には、月額報酬に在任年数及び内規で定めた役位係数（役位に応じた変数）を乗じた金額（以下「基本額」という。）及び功労加算金（在任中の功績に応じ、株主総会又はその委任を受けた取締役会の決議によって基本額にその30%を超えない範囲で加算することができるとするもの）を支払う旨をAと合意していた。

令和6年2月、Bは、Aと仲違いし、Aに「今後は出社しないほしい。」と通告され、同意がないまま取締役会で非常勤取締役とされ、株主総会において、残りの任期中、無報酬とする旨決議された。甲社は、令和6年3月からBに対して報酬を支払っていない。

令和6年6月、Bは、甲社取締役を辞任した。その際、退職慰労金の支給に関する株主総会決議はなされなかった。

以上の事案について、Bは、甲社に対し、未払報酬及び退職慰労金を請求できるか論じなさい。

第 34 問

商 法

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、公開会社であり、資本金は1億円、総資産額は5億円である。代表取締役はAであり、他にB及びCが取締役を、Dが監査役を務めている。Aの友人であるEは、これまで複数回事業に失敗した経験があったが、この度新たに事業の展開を企図していた。Eは手元資金がなかったため、事業資金として乙銀行から2500万円の借入れをしようと考えており、Aに対して、甲社にEの借入れの保証人になってほしいと依頼した。Aは、友人Eには今度こそ成功してほしいとの気持ちから、甲社の取締役会の決議を経ることなく、令和6年8月、甲社と乙銀行との間で、甲社がEの2500万円の借入れについて連帯保証人となる旨の契約（以下「本件連帯保証契約」という。）を締結した。なお、甲社では、1000万円以上の保証契約については、取締役会の決議を必要とするのが慣例であった。

令和6年6月頃、Dが、AがEのために独断で本件連帯保証契約を締結しようとしていることを察していた場合、Dは会社法上いかなる手段をとることができるか論じなさい。

第 42 問

商 法

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、代表取締役はAである。甲社は、有望な中小企業に対する投資を業務の一つとしている。

乙株式会社（以下「乙社」という。）は、規模こそ大きくないものの、優秀な技術者を擁し、世界水準の自動車部品を製造する企業であるが、円高により経営不振に陥っていた。

Aは、かねてから大手自動車メーカーが新種の自動車の開発に着手しており、自動車部品を新規格のものに一新するとの情報を得ていた。

そこでAは、甲社が乙社に投資をして乙社が新規格の部品の開発をすることで、大手自動車メーカーから大口の受注をして経営不振から脱却し、多額の利益を上げることを期待し、独断で多額の投資を行った。

しかし、投資を行った直後、大手自動車メーカーは新種の自動車の開発を中止し、自動車部品の規格は従来どおりのものとすることを発表した。乙社は企業努力を尽くして従来規格の部品製造に取り組んだものの、新規格の部品の開発に費用を投じていたことから生産が間に合わず、結果大手メーカーから受注できずに倒産寸前まで追い込まれてしまった。そのため、甲社は投資を回収できなくなり、経営状況が悪化した。

そこで、甲社の経営状況の悪化により、甲社への債権を回収できなくなった債権者Xは、Aに対し、会社法第429条第1項に基づく損害賠償請求をした。

Xの請求は認められるか。

なお、大手自動車メーカーは当時実際に新種の自動車の開発に着手しており自動車部品の規格を一新するという動きがあったこと、乙社が世界水準の自動車部品を製造する会社であり、仮に、大手自動車メーカーが新種の自動車の生産に着手していたならば、乙社は新規格の自動車部品の開発に成功し、受注シェアを独占して多額の利益を上げる可能性があったことという事実は認められるものとする。また、「重要な財産の処分」（会社法第362条第4項第1号）や「重要な業務執行の決定」（同項柱書）には該当しないことを前提としてよい。

第 8 問

民事訴訟法

XはYに絵画を売り渡したが、Yは代金の支払期日になっても代金を支払わなかった。そこで、Xは、Yに対して、代金1000万円のうち一部と明示して600万円の支払を求める訴えを提起した（以下「訴訟1」という。）。

一方、Yは、Xに対する400万円の貸金債権があるとして、Xを被告とする別訴を提起した（以下「訴訟2」という。）。Xは、訴訟2において、代金1000万円のうち、訴訟1で訴求していない400万円の代金支払債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出した（以下「本件相殺の抗弁」という。）。

- (1) 本件相殺の抗弁の適法性について、論じなさい。
- (2) 訴訟1において、Xの請求が500万円の限度で認められ、この判決が確定したとする。訴訟1の判決確定後に、本件相殺の抗弁が提出された場合における、本件相殺の抗弁の適法性について、論じなさい。

第 22 問

民事訴訟法

Xは、世界でも有数の化石マニアであるが、ある日、Y博物館から、X所有の恐竜の化石（以下「本件化石」という。）をレンタルさせてくれないかとの申出を受けた。Xがこれに応じたため、令和3年2月22日、期間を令和3年4月1日から令和6年3月31日とし、毎月20万円の使用料を支払うとの内容の賃貸借契約がXY間で締結された。

Xは、約定どおりに本件化石を引き渡し、Yは、令和3年4月1日から本件化石を展示した。ところが、返還期限である令和6年3月31日が過ぎても、YはXに本件化石を返還しなかった。

そこで、Xは、令和6年5月、Yに対して本件化石の返還請求訴訟を提起した（以下「本件訴え」という。）。これに対して、Yは、訴訟によって博物館の評判が下がることをおそれ、Xに和解を持ちかけた。

その後、裁判外で交渉がなされた結果、①Yは、本件化石を令和6年7月31日にXに返還すること、②YはXに対して80万円を支払うこと、③Xは、本件訴えを取り下げることの内容とする和解契約がXY間で成立した（以下「本件和解契約」という。）。

ところが、Xが一向に訴えを取り下げないため、Yは、Xが訴えを取り下げないことは本件和解契約に反すると主張し、本件和解契約書を証拠として提出した。

審理の結果、本件和解契約の存在が認められるという場合、裁判所は、本件訴えに対してどのような判決をすべきか。

第 45 問

民事訴訟法

甲は、乙に対して貸金債権を有しているとして、乙に代位して、乙が丙に対して有する
売買代金債権の支払を求める訴えを丙に対して提起した。

- 1 甲の乙に対する貸金債権の存否に関する裁判所の審理は、どのようにして行われるか。
- 2 乙の丙に対する売買代金債権が弁済により消滅したことが明らかになった場合、裁判所はその段階で、甲の乙に対する貸金債権の存否の判断を省略して、直ちに甲の丙に対する請求を棄却する判決をすることができるか。
- 3 裁判所は、甲の乙に対する貸金債権は存在し、乙の丙に対する売買代金債権は弁済により消滅したと判断して、甲の丙に対する請求を棄却する判決を言い渡し、その判決が確定した。当該貸金債権が存在するとの判断が誤っていた場合、この判決の既判力は乙に及ぶか。

(旧司法試験 平成19年度 第2問)

第 59 問

民事訴訟法

X及びYは、共有して使用するために、Zから自動車を購入した。Xは、契約時には同席しなかったため、Zは、Yとの間で契約を締結したと考えていたが、Y自身はXが契約主体であると認識していた。

Zは、X及びYが売買代金を支払わなかったため、Yを被告として、売買代金支払請求訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）。本件訴訟において、Yは、買主はYではなくXであると主張したため、Zは、Xに訴訟告知をしたものの、Xは、Yが買主だと考え、本件訴訟には参加しなかった。

本件訴訟において、裁判所は、買主はXであると判断して、請求棄却判決を下した。

以上の事実を前提に、以下の各小問について、解答しなさい。

- (1) Xには、本件訴訟における補助参加の利益が認められるかについて論じなさい。
- (2) 仮に、補助参加の利益が認められる場合、X Z間に参加的効力が生じるかについて論じなさい。また、参加的効力が生じるとすればいかなる範囲に生じるのかについても論じなさい。

